

性の65.0%が「中卒」である。この世代では一般的に「短大卒以上」の学歴を有する割合が女性で46.7%、男性で42.3%に達し、「高卒」か「高卒以上」かが学歴を分かつ基準になっている社会状況を踏まえ、本調査対象世帯の学歴構成は、同一世代の平均的なそれと比べて際立って低い。

若年層だけでなく中高年齢層でも同一世代との学歴格差がみられる。1936～1945年生まれの世帯主(廃止時60～69歳)でさえ「中卒」の割合(女性82.1%、男性80.0%)は世代全体(女性36.9%、男性32.8%)より2倍以上も高い。年齢が高くなるにつれて世代全体の「中卒」割合が高まるため被保護層との格差は縮まるが、「不詳」の割合が多かった1925年以前生まれの女性を除いて、被保護層はどの世代においても高卒を超える学歴を有する者は少なく、学歴構成が同一世代全体のそれと比べて低いほうに偏っている。

このような世帯主個人の性別と出生年による学歴構成の特徴を踏まえると、表4で「母子世帯」の学歴構成が比較的高かったのは、「母子世帯」の世帯主の平均年齢が開始時32.4歳(表1)と他の世帯類型の世帯主と比べて10歳以上も若かったためであることが推察される。全体として女性世帯主の学歴構成が男性世帯主と比べて高くみえるのも「母子世帯」の影響であり、その他の世帯類型では世帯主の学歴構成に男女差はみられない。女性が「傷病者世帯」「その他の世帯」の世帯主として生活保護を開始する場合は、男性が世帯主である「傷病者世帯」「その他の世帯」と同様、「中卒」「高校中退」を含む(表4)。

次に、世帯に潜在する個人として、世帯主の配偶者の学歴をみてみよう。世帯主が配偶者とともに生活保護を開始した世帯は、表2の世帯構造のうち「②夫婦のみ世帯」42世帯、「③夫婦と子どもももかなる世帯」27世帯、「④夫婦と親からなる世帯」2世帯、「⑦夫婦と子と親からなる世帯」1世帯の合計72世帯(14.9%)である。配偶者72人の性別構成は、女性71人、男性1人であり、夫婦として生活保護を開始する場合、男性が世帯主

表4 開始時の世帯主の学歴(世帯類型別・男女別) (N=482)

世帯主の学歴	全世帯		女性		男性	
	(N)	(%)	(N)	(%)	(N)	(%)
短大卒以上	482	10.0%	228	22.4%	254	1.6%
高卒	482	30.7%	228	29.7%	254	2.9%
中卒	482	53.5%	228	34.1%	254	34.1%
高校中退	482	12.0%	228	14.6%	254	14.6%
不詳	482	1.9%	228	0.8%	254	0.8%

表5 開始時の世帯主の学歴(男女別・コーホート別) (N=482)

出生年・2005年時点の年齢	女性(N)		男性(N)		中卒		短大卒以上		在学者		短大卒以上		不詳	
	(N)	(%)	(N)	(%)	(N)	(%)	(N)	(%)	(N)	(%)	(N)	(%)	(N)	(%)
1976～1985年	254	58.7%	254	50.0%	254	38.2%	254	1.2%	254	2.0%	254	2.8%	254	1.8%
20～29歳	36	50.0%	36	50.0%	36	50.0%	36	1.2%	36	2.0%	36	2.8%	36	1.8%
1966～1975年	77	53.7%	77	46.3%	77	46.3%	77	1.9%	77	1.1%	77	11.2%	77	1.5%
30～39歳	67	53.7%	67	46.3%	67	46.3%	67	1.9%	67	1.1%	67	11.2%	67	1.5%
1956～1965年	51	45.1%	51	54.9%	51	54.9%	51	3.9%	51	3.7%	51	10.0%	51	5.1%
40～49歳	67	45.1%	67	54.9%	67	54.9%	67	3.9%	67	3.7%	67	10.0%	67	5.1%
1946～1955年	32	75.0%	32	21.9%	32	21.9%	32	3.1%	32	3.4%	32	1.3%	32	3.8%
50～59歳	188	17.9%	188	56.5%	188	56.5%	188	22.2%	188	0.0%	188	18.8%	188	0.0%
1936～1945年	28	82.1%	28	17.9%	28	17.9%	28	9.9%	28	4.0%	28	47.5%	28	3.8%
60～69歳	238	36.9%	238	49.1%	238	49.1%	238	9.9%	238	4.0%	238	32.8%	238	4.4%
1926～1935年	21	61.9%	21	38.1%	21	38.1%	21	5.5%	21	3.6%	21	29.4%	21	5.9%
70～79歳	964	48.0%	964	42.8%	964	42.8%	964	5.5%	964	3.6%	964	37.0%	964	3.9%
1925年以前	19	62.2%	19	37.8%	19	37.8%	19	10.5%	19	26.3%	19	5.9%	19	11.8%
80歳以上	472	64.2%	472	27.8%	472	27.8%	472	3.7%	472	4.4%	472	12.3%	472	4.5%

a. 本調査対象世帯、b. 2000年国勢調査
 「中卒」には高校中退を含む。
 国勢調査の「小学校・中学校」を「中卒」、「短大・高専」「大学・大学院」を「短大卒以上」に分類した。
 また国勢調査の「未就学者」は、本調査対象世帯と同様、義務教育としての「中卒」に分類した。

とみなされている割合が圧倒的に高い。本調査では男性配偶者1人の学歴は不詳であったため、配偶者の学歴はすべて女性の学歴である。その結果、「中卒」47人(65.3%)、「高校中退」5人(6.9%)、「高卒」16人(22.2%)、「短大卒」1人(1.4%)、「大卒」0人であった(不詳3人、うち1人が男性)。「中卒」と「高校中退」を合わせると52人(72.2%)の配偶者が高校卒業資格を有しておらず、世帯主として現れる女性より配偶者として世帯に潜在している女性のほうが学歴構成は低い。その主な理由は、女性世帯主の約半数が「母子世帯」であり、配偶者としての女性より年齢が比較的に若いことによる。

夫婦の学歴の対応関係をみると、世帯主(夫)が「中卒(高校中退を含む)」である51世帯の配偶者(妻)の学歴は、「中卒(高校中退を含む)」44世帯(86.3%)、「高卒」5世帯(9.8%)であり、同じ学歴程度である割合が圧倒的に高い(不詳2世帯)。世帯主(夫)が「高卒」である17世帯の配偶者(妻)の学歴は、「中卒(高校中退を含む)」6世帯(35.3%)、「高卒」10世帯(58.8%)、「短大卒」1世帯(5.9%)と配偶者も高卒である割合が高くなり、同類婚的な学歴の対応関係がみられた。

IV. 結 論

生活保護統計における世帯類型の定義は、世帯類型ごとに質の異なる基準で判断され整合性がないうことから、本稿では、統一した基準で世帯にアプローチするために、世帯構造による把握を行った。また、既存の世帯類型把握では、世帯主個人の状況を基準に世帯類型が決まるなど、世帯に潜在する世帯員の状況が把握できないことから、個人に着目したアプローチとして「傷病・障害」と「学歴」から被保護層の特徴を分析した。本稿の調査対象データは、あくまで特定自治体における特定年度の廃止世帯の状況であり、被保護層全体の特徴を代表するものではない。また、生活保護の受給に至る過程には行政判断が入るため、貧

約される学歴傾向を示しており、傷病・障害と貧困の関係だけでなく学歴も加味した検討が必要である。被保護層の学歴が総じて低いことは、生活保障行政の現場では歴史的に知られていた事実であったが、政府の生活保障統計には学歴の項目がなく数量的把握は困難であった。昨今、自立支援プログラムに関連して各福祉事務所レベルでデータ収集が試みられ、生活保障世帯の世帯主の学歴が低位にある実態は明らかになりつつある(釧路市保健福祉部生活福祉課 第1課・第2課 2005; 八尾市福祉事務所生活福祉課 2005; 中園 2006; 道中 2007)。本稿では配偶者にも焦点をあてたところ、同類婚の傾向が把握されたことから、世帯員の学歴も考慮して世帯の自立条件を検討する必要がある。その意味では、成人子も含めた子どもの学歴や保護開始後の学歴達成、親の学歴と子どもの学歴の相関なども、今後解明すべき重要な課題である。

第1に、保護開始時の限られたデータからでも、「高齢者世帯」「母子世帯」「その他の世帯」の世帯主・世帯員に、傷病・障害を有する者が一定数いることが確認された。一般的には、類型名が与えるイメージから「高齢者世帯」「障害者世帯」「傷病者世帯」は「稼働能力のない世帯」、「母子世帯」「その他の世帯」は「稼働能力のある世帯」としてみなされやすいが、傷病・障害を理由として保護を開始する世帯は世帯類型を超えて存在しており、既存の世帯類型は稼働能力を表す基準ではないことに留意する必要がある。また、本調査対象世帯では「その他の世帯」の世帯主の7割以上が高校卒業資格を有していないことを踏まえる上、雇用機会が制約される問題や健康被害と密接な労働環境におかれやすい問題などが顕在化されることから、「傷病・障害」「学歴」「貧困」の相互関連について、より精緻な分析を通して被保護層の実態を把握していく必要がある。

第2に、子どものいる世帯は、「母子世帯」だけでなく世帯類型を超えて広範に分布しており、18歳未満の子どもに限定しても「傷病者世帯」や「その他の世帯」で相当数存在することが確認された。貧困の世代的再生産の防止への観点から、生活保障世帯における子どもへの世帯の実態を把握し、「子どもの貧困」の感懐について説明していく必要がある。また、本調査対象世帯では18歳以上の成人子の存在も把握されたことから、若者世代的貧困の感懐について家族状況も含めて分析していく必要がある。

第3に、本調査対象世帯の世帯主および配偶者の学歴構成は、同一世代の学歴構成と比べて低いほうに偏っていることが確認された。「傷病者世帯」や「障害者世帯」は、世帯主が傷病や障害のため働けないことから生活保障の受給に結びつくと考えられがちであるが、学歴という観点でも世帯主・配偶者ともに雇用機会が一般的に制

学校卒業は考慮せず、専修学校・各種学校進学前の「中卒」「高校中退」「高卒」に分類している。また、尋常小学校卒業や高等女学校卒業など、中学校が義務教育化される以前の旧学制対象者については、次のように取り扱った。第1に、1947年4月に中学1年となった1935年生まれの大半から中学卒業が義務教育化されたことを踏まえ、出生年に1934年以前の者を旧学制対象者ととし、第2に、新学制においては小中9学年が義務教育であることを踏まえ、9学年以内の学校(尋常小学校、高等小学校、国民学校、高等科など)の卒業者を「中卒」とし、10~12学年にあたる学校(中学校、高等女学校、尋常中学校など)の卒業者を「高卒」とし、13~14学年にあたる学校の卒業者を「短大卒」、15学年以上の学校の卒業者を「大卒」とした。旧学制対象者の「高等学校」卒業は、出生年により適用された学制を判断し、10~12学年にあたる場合は「高卒」、13~14学年にあたる場合は「短大卒」とした。「小学校に行っていない」「小学校中退」「教育は受けず」といった義務教育を終了していないと思われるケースは「中卒」に分類した。このような取り扱いを行った旧学制対象者が開始時の世帯主である世帯は、482世帯のうち83世帯(17.2%)であり、開始時の世帯類型は、「高齢者世帯」50世帯、「傷病者世帯」24世帯、「その他の世帯」9世帯である。

文 献

阿部 彩 (2008) 「日本の貧困の実態と貧困政策」阿部 彩、國枝繁樹、鈴木 匡・ほか『生活保障の

経済分析」東京大学出版会、28-48。
青木 紀編 (2003) 「現代日本のみえない」貧困——生活保障受給母子世帯の現実」明石書店。
藤村正之 (1984) 「生活保障に関する指標の都道府県比較——被保護高齢者世帯・被保護母子世帯に着目して」『現代日本における社会福祉の研究』厚生社会福祉研究所、1-35。
岩田正美 (2005) 「政策と貧困——戦後日本における福祉カタゴリとしての貧困とその意味」岩田正美; 西澤昌彦編『貧困と社会的排除——福祉社会を軸むもの』ミネソタ大学、15-41。
釧路市保健福祉部生活福祉課第1課・第2課 (2005) 「釧路市における生活保障受給母子世帯自立支援モデル事業平成16年度報告書」。
道中 隆 (2007) 「保護受給層の貧困の概相——保護受給世帯における貧困の固定化と世代的連鎖」『生活経済政策』(127)、14-20。
中園 惲代 (2006) 「生活保障受給母子世帯「自立」支援——釧路市調査を事例として」『資金と社会保障』1426、11-33。
小羽高志 (2004) 「近年の生活保障受給者増加傾向に関する比較分析——世帯類型の時系列変化に着目して」『国民生活研究』43(4)、1-19。
白波頼佐和子 (2005) 「少子高齢社会のみえない格差——ジェンダー・世代・階層のゆくえ」東京大学出版会。
橋本俊詔・浦川邦夫 (2006) 「日本の貧困——1990年代以降の変化」『日本の貧困研究』東京大学出版会、80-95。
八尾市福祉事務所生活福祉課 (2005) 「八尾市生活保障受給母子世帯自立生活支援事業中間報告」。

ひとり親世帯の貧困

高い就労率と子育ての困難

■ OECD データの衝撃とひとり親世帯への注目

OECD (経済協力開発機構) による子どもの貧困率の国際比較データは、経済大国といわれる日本において子どもたちの生きている場が決して豊かであるとはいえない現実をつきつけた。とりわけ、ひとり親世帯の子どもの貧困率の高さは、衝撃的な事実としてさまざまなメディアで報じられた。2000年代中ごろのデータでは、日本のひとり親世帯の貧困率は59%、比較可能なデータが揃う OECD 諸国のうち第1位という高さであった。しかし、ひとり親世帯の貧困は今に始まった現象ではない。かねてよりひとり親世帯の貧困が深刻な様相を呈していたことは、1952年から実施されている「全国母子世帯等実態調査」(厚生労働省) からも明白な事実である。しかし、「母子世帯」「父子世帯」というカテゴリー化された世帯類型の生活問題は、「有子世帯」として子育て支援の対象と認識されるよりも、自助努力による就労自立を目指すべき世帯として見なす政策が主流であった。そこでは、子どもの生きている姿はとらえられてこなかった。

なぜ、これまでひとり親世帯の貧困は他人事として扱われてきたのか。それは、単にひとり親世帯が少数であることが理由ではない。「離婚=バツイチ」と名指される風潮のなかで、「自分で選択したことだから自己責任でがんばるべき」という社会のまなざしがひとり親世帯に向けられ、自助努力の限界を超えた自助努力を要請されてきたともいえる。女性の労働力が低い日本で、母子世帯の就労率が戦後一貫して80%台という事実、その一端の表れといえるだろう。一方、一家の大黒柱になること、世帯主として扶養責任を負うことが標準とされる男性像のもと、父子世帯はその存在すら見えないものになってきた。

経済不況と労働環境の劣化により、子育て世帯の経済基盤に深刻な影響がもたらされてきた昨今、ようやく日本においても子どもへの貧困の実態をとらえ、教育・福祉・医療の保障が目指される機運が生まれている。「子どもの貧困」という視角は、どのような家族形態にあるかによって子どもを分断することなく、発達・成長する存在としての子どもを主体性と可能性を共有する規範としても重要な意味をもっている。

■ 母子世帯の福祉政策の推移と特徴

母子世帯の福祉を規定する主な法律は、1964年に施行された母子及びひきこもり福祉法である。また、死別母子世帯が対象となる遺族年金、主に生別母子世帯を対象とする児童扶養手当制度があり、後者は1961年制定の児童扶養手当法に規定されている。2002年には、これら戦後の政策を再構築する必要があるとして、母子家庭等自立支援対策大綱が制定され、所得保障による支援から就労による自立を促進する政策への転換が掲げられた。「福祉から就労へ」という政策の転換は、どのような性質をもったもの

なのだろうか。

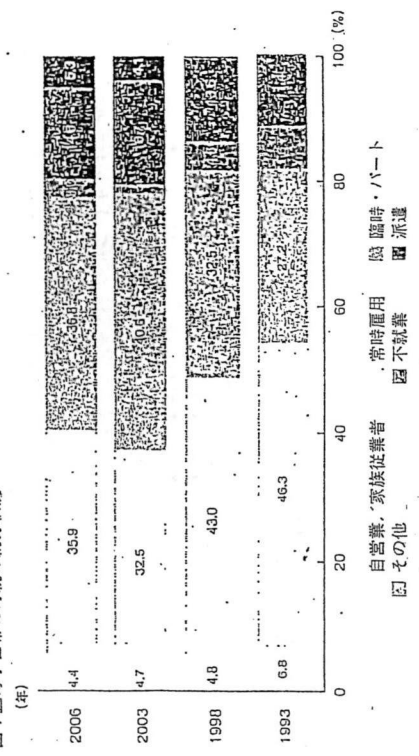
母子及び事婦福祉法第4条では自立への努力義務が規定されている。雇の努力義務が？ 母親本人の努力義務である。2002年改定では、ここに「職業生活」という1語が追加され「母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と自立に努めなければならない」となった。児童扶養手当法には、このままの規定はなかったが、2002年一部改正により「児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」という同様の規定が追加された。児童扶養手当は、子育て世帯を対象とした児童手当と同様の社会手当に属する制度である。児童手当の目的条項は、「家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資すること」と規定されており、自立という文言もなければ努力義務も課していない。伝統的家族秩序にある母親と母子世帯の母親の位置づけは、制度的に差異化されていることが明らかである。

さらに、児童扶養手当法では「受給資格者が、正当な理由がなく、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかったとき」には、「手当の全部又は一部を支給することができない」という規定が新設された(第14条4項)。そして、受給期間が5年(または手当の支給要件に該当した日の属する月の初日から起算して7年)を超える場合は、手当額は2分の1に減額する措置が2008年から実行されている。2006年度「全国母子世帯等調査」(厚生労働省)によくと、母子世帯の年間就労収入は平均171万円。総収入で見ても213万円という厳しきであり、これは「子どものいる世帯」の年収718万円(2006年度国民生活基礎調査)の29.7%の水準である。就労支援策の効果も芳しくなく、減額措置対象人には反対の声が多くあった。そのため、就労中・求職活動中、障害・疾病により就業困難、子どもが3歳未満の場合等には適用除外にする対応がとられた。しかし、これらに該当せず「就業意欲がない」と見なされた場合には、手当額は半減する措置が実行されている。このように、2002年改定は自立への努力義務をいっそう強化し、かつ制約的規定を導入する形態をとったものである。

加えて、生活保護制度の母子加算も2009年4月をもって全廃された。母子加算は、ひとり親であることにより生じる特別な労働に對して支給されてきたものであるが、「一律の加算は、生活保護基準と一般の母子家庭との世帯間の不公平さを増す方向に働く」という均衡論を根拠として廃止された。その代替措置として就労促進費を新設すると、15歳以下の子どものいる世帯には、収入に応じて1万円か5000円が支給されることになった。結果として支給額は減額となったうえ、病氣や障害等により就労できない場合には代替策は何も用意されていない。

このような政策の変容過程は、政策主体の関心が「子どもの貧困の解消」、言い換えれば「子どもの福祉」にあるのではなく、「母親の自助努力」に向けられているものであることをより鮮明にした。持続する労働需要の停滞や正規雇用の減少のなか、有効な就業支援策も乏しく、非正規雇用の荒廃は母子世帯を重撃している。年々、母子世帯の非正規雇用の割合は図1のように増加しており、パート・アルバイトを追加

図1 四母子世帯の母親の就労状況 (年)



資料：厚生労働省「全国母子世帯等調査」各年より作成。「派遣」は、2003年以降のみ

するなど、ダブル・ワーク、トリプル・ワークで対処せざるを得ない状況も広がっている。パート雇用でも求人数が減少し始めているなど、当事者の努力では解消できない社会経済状況があるなか、臨界点に達しているともとれる母親の自助努力のうえに要請される「自立への努力」。女性の労働賃金が低いことは自明なことであり、「女性の貧困」も社会問題と見なされないが、日本の母子世帯は典型的なワーキングプア層であり続けた。諸外国と比べても専業主婦層が多く子どもとともにいる母親像が規範化されてきた日本社会において、ひとたび伝統的家族秩序から離れた母親（ひとりわけ）生別母子世帯の母親）に対する社会の対応は、母であることを許容しないほどに義務化された労働を要請している。多くの母親たちが、「子どもを犠牲にして働いてきた」と言葉にしている。

加えて、親が就業しているかどうかを基準として支給の適否を判断する運用は、明らかに「子どもの福祉」という理念に反する。子どもの障害や疾病・母親自身の障害や疾病、なかにはドメスティック・バイオレンスによる深刻な心的外傷により就業できない世帯も多い。そもそも就業できない状況にある家族の現実の厳しさを考えれば、親の就業状況は判断の基準とならねえいであろう。

このような政策は、子どもの自助努力をも引き出し、子どもの未来を制約している。中卒後、まだ子どもも期にあたる年齢での家計補助のためのアルバイト、修学旅行の取りやめ、進学の断念等の事例が各地で報告されている。そのような子どもへのしわ寄せは、貧困の再生産の現実となつて子どもの未来をも脅かす「重層的な制約」を意味する。度重なる制度の縮小と改変は当事者の不安をいっそう強め、犠牲的不安の連鎖を呈している。ある母親は、見出しのつかない将来への不安と覚悟をこう語っている。「自分か夢をもてないのに、子どもに夢をもてるとは言えない」と。

図2 父子世帯の福祉政策の推移と特徴

解雇による失業や男性賃金の二極化を進行させている近年の雇用の流動化や雇用削減は、父子世帯の暮らしにも直撃している。父子家庭当事者による経済的支援を求める声が高まり、独自に父子世帯向けの手当を創設する自治体も少数ながら生まれている。なぜ自治体の単独事業なのかといえれば、たとえ所得制限限度額に該当していても児童扶養手当は父子世帯を対象としないという制度上の問題がある。そればかりではない。そもそもこれまで父子世帯の福祉を規定する法律はなく、母子福祉の制度を一部援用する形で推移してきた。

2002年に母子及び寡婦福祉法が改正された際、ようやく法律の対象が「母子世帯等」に変更され、この「等」にあたるものとして父子世帯が位置づけられるようになった。しかし、この法律のなかでは、母子と父子ではかなり異なる位置づけがされている。つまり、自立への努力義務・雇用の促進などの条項は「母子世帯」が対象とされ、「等」の1文字で母子福祉貸付金・雇用の促進などの条項は「母子世帯」が対象とされ、扶養義務の履行が付されていない。そのため、法律上父子世帯が対象とならないのは、扶養義務の履行・日常生活支援・保育所入所の特別配慮のみである。このような規定のしかたは、母子世帯には就労による自活を要請する一方、父子世帯には労働問題・経済問題がないものと見なす。結果として、母子・父子双方ともに子育て困難を深めている。

父子世帯は男性世帯主世帯であり、男性は稼働能力を有し、かつ女性よりも一般的なには所得が嵩むという自明視された前提から、父子世帯の経済状況への関心は払われにくかったと思われる。しかしながら、国際的に見ても長時間労働である日本の企業社会は、残業・出張・単身赴任等を恒常的に組み込み、男性が主体的に子育てを担える生活を保障してこなかった。日本の両立支援政策において男性に要請されているのは、子育てへの「参加」であり主体的な子育ての担い手であることではないことからも、男性が親になることの困難は明らかである。男性が養育の主体であることを前提としていない社会では、父子世帯を形成すること自体が困難となり、祖父母と同程度でなければ、児童養護施設に子どもを入所させる等「親子分離型の父子家庭」の選択とならざるを得ない場合もある。

一方、父子世帯として暮らしていくためには転職を余儀なくされることも多く、その結果、所得水準は下降する。さらに、遺族年金制度では、厚生年金に加入している妻が死亡しても、55歳未満の夫は年金の対象外とされている。このような制度設計は、男性が生涯「主要な稼ぎ手」であることを前提とする社会を反映している。男性が養育「主要な稼ぎ手」であることは、遺族年金制度では、厚生年金に加入している妻が死亡しても、55歳未満の夫は年金の対象外とされている。このような制度設計は、男性が生涯「主要な稼ぎ手」であることを前提とする社会を反映している。男性が養育「主要な稼ぎ手」であることは、遺族年金制度では、厚生年金に加入している妻が死亡しても、55歳未満の夫は年金の対象外とされている。このような制度設計は、男性が生涯「主要な稼ぎ手」であることを前提とする社会を反映している。

図3 ひとり親世帯から見た社会のゆくえ

母子世帯への社会的対応が子どもの福祉という観点から整合性をもっていない現状

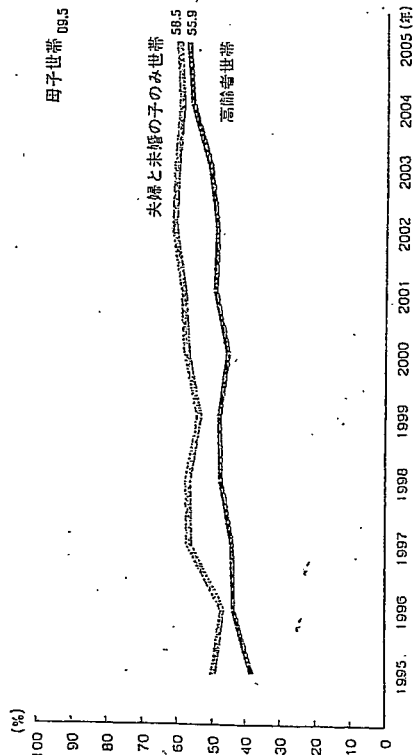
成長・発達の権利と子どもの貧困

子どもの権利条約採択20年・批准15年の年に

津田玄児児登護士・日弁連子どもの権利委員会委員

champion
現代日本の子どもの貧困

図2 親生活が「苦しい」と感じている割合



注：現在の生活について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した割合。ただし、母子世帯はほぼより母本数が少ない。
資料：厚生労働省「国民生活意識調査」各年より作成

は、父子世帯の子どもの福祉の排除にも連動しており、日本のひとり親福祉は「子どもの福祉」という政策理念を放棄しているかに見える。日本の税制や社会保障給付による所得再分配が機能せず、再分配後に貧困率があるが逆機能現象にあることが何人もの研究者から指摘され、就労による貧困の緩和にも限界があるなかで、生活問題を解決する福祉政策が十全に機能していないのである。その結果、図2のように圧倒的多数の母子世帯が生活を苦しいと感じている（父子世帯はデータが公表されていない）。派遣切りにより路上生活を余儀なくされる人々、家族の解体によりネットカフェで徹夜を余儀なくされる若者層が増えているが、そのような人々の人生の経路を把握した調査結果を見ると子ども間にひとり親世帯を経験している記述が散見される。日本においても、既にひとり親で育つ率は増えつつあるが、ひとり親世帯の経緯率でとらえればより高い比率になるだろう。路上やネットカフェにたどりついている人々の存在は、個人の努力を超えて貧困が再生産される現象をさし示している。貧困の連鎖のなかに家族の解体があり、家族の解体により孤立が促進され、さらに貧困が深化する。悪循環を断ち切る公正な理念をもった政策が必要とされる。子どもにとってのセーフティネットの構築は急務である。

ひとり親世帯がどのような暮らしを営んでいるか——それは、その間の子育て環境や労働環境・市民の権利や自立水準、社会の質を測るひとつのメルクマールである。

【参考文献】 OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*
湯澤直義「子どもの貧困を解消する意識をもった社会への転換」教育科学研究会「教育」第59巻第5号、2009年5月号、国土社

湯澤直義 慶応義塾大学コミュニケーション・メディア福祉学専攻教授

図「児童の世紀」20世紀と子どもの権利条約

20世紀は、子どもの権利が確立した「児童の世紀」でした。まず1924年、国際連盟総会の採択した児童の権利に関するジュネーブ宣言は、「人類が児童に対し最善のものを与える義務を負うことを認め、次のことを、その義務として重責と承認する」とし、「児童は、心身ともに、正常な発達をするために、必要な諸手段を与えられなければならない」等5項目を掲げ、これを最優先で扱うことを宣言しました。以後子どもの最善の利益という呼称で、子どもに最善のものを最優先で保障する取り組みが続き、国連によって引き継がれ、国連は1959年その成果を受けて、子どもの最善の利益の対象を具体的に示す子どもの権利宣言を行いました。さらに1979年を国際児童年とし、この宣言にしたがいがい子どもの状況を把握し、子どもの最善の利益を確立する取り組みを全世界の国々で展開しました。1989年の子どもの権利に関する条約（以下条約といいますが）の採択は、こうした取り組みを総括し、子どもの権利を子ども自身の人権としての尊厳に基づき人権として位置づけ、その実現を国家・社会に義務づけたものです。条約により豊かな子どもも国が保障され、次代を切りひらく担い手が育つ条件が整えられました。今世紀には、20世紀の成果を引き継ぎ、条約の完全な実施を實現する世紀であることが求められています。

条約は国連の採択した人権条約の中で、最も短い期間にしかも最も多くの国によって批准（加入）されました。採択から20年目を迎える今日、全世界の193か国が批准（加入）し、批准していないのはアメリカとソマリアを残すだけになりました。アメリカとソマリアも批准の意思を表明しています。条約は国際的に承認された世界共通の法規範になっています。日本政府は1994年4月22日、158番目の締約国として国連に条約の批准書を寄託し、条約はその30日後の同年5月22日、日本でも発効しています。

図子どもの権利条約に見る貧困と子どもの権利

条約27条1項は子どもに対し、「身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のため、の相当な生活水準」を権利として保障しています。世界人権宣言25条1項で、すべての人には、「自己及びその家族のための食糧、衣類、住居及び医療ならびに必要な社会的役割を内閣とする健康及び福利のための相当な生活水準」を保障していますが、子どもについてはそれでは足りず、さらに子どもが発達させるのに必要な水準でなければならぬのです。それは、子どもは「人格の完全なかつ福利のとれた発達のため

一ビスを増加させる余地を作った。他方、生産年齢人口(15～64歳)の比率の上昇は、労働力投入量を増加させ、経済だけでなく社会に活力を与える存在になった。このような開発途上国において出生率の低下が成長を促す潜在力となるという考え方は「人口ボーナス(Demographic Dividend)」と呼ばれる。

しかし出生率の低下はその後高齢化が加速する原因となる。関連の人口推計では高齢者人口(65歳以上)比率は2005年の7.8%から25年に14.9%、50年に23.3%へと上昇すると見込まれている。また人口も35年頃から減少に転じる。生産年齢人口が15年頃からは減少し、貯蓄率も低下に向かう投入量が減少し、貯蓄率も低下に向かう可能性があることに加え、高齢社会の負担(医療や年金)が増加し、経済成長は抑制される。つまりタライは所得水準が低いうちに高齢社会に突入する可能性が高い。これは先進国に比べ、財政、人材、制度が不備なまま、高齢社会を迎えることにはかならず、「先進国の高齢化」とは異なった「開発途上国の高齢化」と捉えらるべきである。

このような人口動態に加え、国内の人口移動も経済社会に影響を及ぼす。タイの人口移動から言えば、1960年から70年にかけて農村からバンコクがその主体であった。その結果、2000年時点でバンコクに住む人口の37.3%は他の県で生まれた人々から構成されている。都市への人口移動は続いており、都市人口の比率は1950年の16.5%から75年に23.8%、2005年には32.3%へ上昇した。今後この傾向が続く見込みで、関連の人口推計では2025年に42.2%、50年には60.0%になる。ただし、1990年頃からバンコクは人口の受け入れ地から出し手に転じており、現在はバンコク周辺の県や地方の中堅都市が農村からの人口の受け入れ先となっている。このような農村から都市への若年人口の移動が続けば、都市では出生率が低いものの高齢化の進展が緩慢で、地方や農村では出生率が高いものの高齢化が

急速に進むことになる。つまり、タイにおいて高齢化が所得の低い地域で深刻化する可能性がある。たとえば、08年にNIESDB(国家経済社会開発庁)の作成した人口推計では、バンコクを含む首都圏の高齢人口比率が25年に12.1%となるのに対し、北部や東北部ではそれぞれ高い16.6%、13.3%となると見込みである。(大泉啓一郎)

しんしんばいばい 人身売買(人身取引)

人身売買(Trafficking in persons)は、現代のタイ社会の重要課題の一つである。タイは、タイ出身者が欧米や日本、台湾、韓国などの東アジア、中東諸国や南アジアなどの国々で被害に遭う人身売買の「送出国」であり、そしてメコン圏諸国(GMS)や東欧諸国出身者がタイで被害に遭う人身売買の「受入国」である。ほか、タイを輸出してGMS出身者がマレーシアやシンガポールへ、また博愛から日本へ移送されて人身売買が発生する人身売買の「中継国」の立場でもある。こうした人身売買の複雑な展開に対して、タイではより効果的な人身売買撲滅対策が求められている。

女性と子供の人身売買問題に対処するため、1997年に「女性と子供の人身売買禁止および取締に関する法律」が成立した。2003年以降は、同法の下で人身売買被害者支援、加害者取締をより効果的に行なうために、国内外で複数の協定書(Memorandum of Understanding: MOU)が締結された。国内では政府機関間と民間団体(NGO)の間の機関・団体間のMOUや北部府県など地域間のMOUである。更に被害者の帰国および帰国後の支援を被る目的で2国間協定(MOU)がタイとカンボジア(03年)とタイとオース(06年)との間で締結されている。その他、GMS6カ国の間で人身売買被害者の帰国や支援連携に関する各国大臣級の地域協力の合意COMMITT(Coordinating Mekong Ministerial Initiatives against Trafficking)が04年に実現した。なお、08年に

は被害者の期間を厳格化し、被害者支援の対象を男性やトランスジェンダーにも拡大し、外国籍や無国籍の被害者支援をより充実させた内容を盛り込んだ包括的な「人身売買防止および刑事法」が施行されている。

人身売買は、買売春、移住労働および密入国などと混同されやすく、しかも被害者自身が犯罪者扱いされ被害者として認知されにくいなど、被害者の認定は容易ではない。現在、国際社会では人身売買の定義は、2000年に国連で採択された国際組織犯罪防止条約を補足する人身売買禁止条約(第3条)に人身売買の目的として取り戻す目的の移居、強制的労働、臓器売買などであること)を採用している。08年人身売買防止および刑事法は、同議定書を遵守し、批准に向けた国内法整備として位置づけられる。(藤崎百香子)

しんちゅうかうさんぞう 新中間層

一般的に、農業社会から産業社会への転換期にある階層構造では、「中間層」(シンチヤン・クラカーン)の層が増加し、この階層の役割や文化への関心が高まる。社会学の定義上、「中間層」は上層(資本家や大規模事業の専門経営者、伝統的権威に基づくエリートなど)と下層(非熟練労働者・農民・雑業層など)の間に位置し、産業社会に適した知的訓練や中小規模の資本を具備した職を営む階層である。「中間層」は大別すると、非農業の都市自営業者である「田中層」と、ホワイトカラー職能ある「田中層」(専門・経営・事務職)である「新中間層」とに分かれる。中でも「新中間層」は、資本家階次に次ぐ都市の中堅的階層に位置づけられ、タイが農業中心から産業中心の社会へ転換する1980年代後半から90年代にかけて、その文化や消費スタイル、政治的役割に注目が集まった。90年代のタイ政治・社会研究では、「新中間層」を主要な政治アクターの1つと捉え、この階層と民主化の関連について盛んに議論が

展開された。しかし2000年代に入ると、この階層の細帯の弱さや政治的分裂が顕在化し、その政治的役割への関心は薄れてきた。とはいえ、政権や軍は、新聞の論調や世論調査、都市部の選挙などを通じて、常に「新中間層」の政治的動向の把握に努めている。

1990年代以降のタイ「新中間層」の代表的職業には、専門職であるジャーナリストや大学教授、司法関係者、テクノクラートやNGOリーダーなどがあげられる。このほか、資本所有者でない被雇用者で、専門的スキルや経営ノウハウを持つビジネス担当者も「新中間層」に該当する。タイの「新中間層」は、都市のホワイトカラー一職が中核に少ないタイの階層構造において、相対的に少数の新興エリートに位置づけられ、資本家階に次ぐ高い威信を誇っている。その威信的源泉は、もっぱら「新中間層」の大多数が保持する高学歴(とりわけ大卒学歴)にある。タイ高学歴(学士院)高学歴(高学歴)を身に付けた者は能力も見識も兼ね備えとされる。背景に、「新中間層」は労働市場においても、給与面や昇進の機会などで恵まれた地位を享受してきた。

タイの「新中間層」を量的に把握すると、職業者全体に占める専門・経営・事務職の割合は、90年の7.63%、2000年の11.11%、06年の19.36%へと大幅に増加している。この3職種の従業者数も、中等以上の教育機会が広がり、高学歴者の労働市場が拡大したことから、1990年の直前から2006年には2.9割に伸びている(Labor Force Survey)。各年版の推計値に暗(づ)く)。ただし、こうした「新中間層」の量的拡大から、今後の階層の硬質や労働市場における待遇は低下していく可能性がある。

1994年のバンコク階層移動調査によれば、出自から見るとバンコクの「新中間層」は、農民出身者が少なく、親世代からの都市居住者が6割を占めている。タイの「新中間層」の過半は、既に父世代から自営業者や労働者としてバンコクに定着

人身取引被害者の帰国後のエンパワーメント 支援アプローチ

—— タイの当事者組織の活動分析から ——

齋藤百合子

要 旨

人身取引被害者が帰国後どのような課題に直面し、どのように生活を再建しているのか——という社会的統合に関する研究は多くない。本稿は、国境を越えて人身取引された経験をもつ当事者が中心となって設立されたタイとネパールの当事者自助グループの「タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM)」の活動を「シヤクティ・サムハ (SS)」の活動と比較検討しながら、とくに人身取引被害者の帰国後の課題について分析する。そして従来提唱されている、非当事者から被害者を客体化した「被害者中心の支援アプローチ 3R (救済、リハビリテーション、再統合)」ではなく、当事者が主体とする新たな支援アプローチ (ふりかえり・敬意、生活再建、関係性の変化) によるエンパワーメントを提唱する。

キーワード：人身取引、被害者支援、当事者組織、エンパワーメント、SEPOM、タイ

1. はじめに

人身取引課題は、2000年に国連が「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人 (特に女性及び児童) の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書 (略称国際組織犯罪防止条約) 人身取引議定書」(以下、人身取引議定書)¹⁾ を採択してから急速に国際的かつ高度な政治課題および開発課題として取り扱われるようになってきた。人身取引を廃絶していくための取組みは、3つのPが頭文字につく言葉 (斬断 Prosecution、被害者の保護 Protection、防止 Prevention) で端的に表されている。近年はパートナーシップ Partnership²⁾ や政策 Policy³⁾ を入れて、4Pを骨子と考える機関もある。しかし、3Pアプローチは開発に重点を置いている (prosecution-oriented) との批判から、被害者支援を中心とする3Rアプローチ (救出 Rescue、被害回復 Rehabilitation、再統合 Reintegration) が提唱されるようになった。3Rとは、人身

取引の拘束から「救出Rescue」し、そこで受けた心身のダメージを「リハビリテーションRehabilitation」し、被害者が所属する (社会) で生活再建を果たして「再統合 Reintegration」させることを指す。3Rアプローチとは、3Rを基本とした人身取引被害者中心の人身取引対策をいう。しかし、3Rはどれも被害者個人の要容もしくは回復を期待した支援を表す用語であり、社会関係の要容を迫るものではない。

人身取引の被害に遭った人々は、先行調査研究によれば、被害に遭う前の段階で、文化的慣習による女子への過大な期待、ジェンダー格差、地域・社会格差、教育や就労など機会の不均衡、貧困 (相対的貧困)、社会福祉やセーフティネットの未整備など、社会的・文化的、経済的な格差の中で周縁的な位置に置かれていた [IOM 1999:27-33, SEPOM 2004:25, SEPOM 2001:23-24, HRW 1995:6-9, AATWIN 2004:3-4]。したがって人身取引による管理拘束から救出し、帰国を果たしたとしても、出身国や地域の社会環境や社会関係が変革しない限り、社会の中で脆弱な立場に置かれる

人々が人身取引の対象とされる危険性は残存する。人身取引隠蔽態に向けた3P対策は、犯罪としての人取引を厳しく取り締まる「摘発」、また犯罪被害者の救済と保護と帰国の個人的支援を講じる「保護」、出入国管理を強化したり、一般社会に向けた人身取引の啓発を行う「防止」など、これらをさらに強化・充実化することが求められている。しかし真摯に人身取引隠蔽を求めざるならば、それだけでなく、元人身取引被害者のエンパワメントを支援し、元被害に遭った当事者の声を取り入れる人取引の「防止」対策や人身取引の被害者となりうるリスクの高い人々の脆弱性の除去に向けた3Rをさらに深化させた対策が必要なのではないだろうか。

本稿は、被害者中心の人身取引対策の3Rは、被害者中心としながらも、支援者や支援機関からのまなざしで被害者を見る、他者化した見方であり、被害者もしくは元被害者の当事者のまなざし=視点からかけ離れているのではないかと、との問いから、日本で人身取引に遭った女性たちが中心となって2001年にタイ国チェンライ県で設立されたタイ-日移住女性ネットワーク Self Empowerment Program of Migrant Women (以下、SEPM) という当事者組織を取りあげることによって、より当事者のリアリティに近づいた、具体的な人身取引対策、とくに帰国後の支援を考察するものである。

なお、本稿はとくに日本とタイの間の人身取引に関する考察を行うため、主要分析はSEPMであるが、1996年にネパールに設立された、インドで人身取引被害にあってた当事者による組織シャクティ・サムハ Shakti Samuha (以下、SS) を加えて事例分析を行う。その理由は「当事者が言うこと、行うことはすべて正しい」という当事者至上主義に陥ることを防ぎ、SEPMの活動を事例としてより客観的に分析するためである。さらにSSの活動事例からも、帰国後の元被害者支援に寄与することが可能な側面を導き出さざるを得ないかと考えたからである。

本稿におけるエンパワメントの定義は、「外的抑圧および内的抑圧によってステイグマを退けて無力化された本来潜在的にもっている力を取り戻すことで、主体性と他者との関係性を回復し、個人レベルおよび社会レベルの変化をもたらすこと」[斎藤 2004:54]とす。また、分析の基となるエンパワメントを達成するための構成要素は基本的に佐藤の分析に依拠し、

①当事者の気づきと主体性形成、②能力開発、③関係性の変化・支援的環境整備とする [佐藤 2005:9]。本稿の③の関係性の変化分析には、ミクロ (個人・家族)、メゾ (中間組織、地域社会、地方行政レベル)、マクロ (政策、国際社会のイニシアティブ) 3層の変容を加えてそれぞれのレベルで分析する。そして、帰国後の元人身取引被害者支援には当事者と非当事者相互のエンパワメントを構成する新たな3R、すなわち①被害当事者が自己の経験を振り返り自己尊厳 (セルフエスティーム) を取り戻す/非当事者は当事者の尊厳を尊重する Respect もしくは Reflection、②能力開発促進し、生活再建を果たす/非当事者は生活再建を支援する Rebuild lives、③関係性を変化させることにより持続発展可能な生活を築く/非当事者は関係性の変化を受容し支援的環境整備を促す Reform relationship が重要であるとの結論を導きます。

ここで、本稿における筆者の立場を述べる。筆者はSEPMのアドバイザーを設立時から現在に至るまで務めている。SEPMが設立される契機となった国際移住機関 (以下、IOM) バンコク事務所 "Follow-up Research on Women with Experience of Working in Japan" 調査 (以下、IOM調査) コンサルタントとして関わったことがきっかけである。しかし、本稿執筆においては、SEPMに関与者としてではなく、SEPMが公開している資料からSEPMを事例として取り上げるものである。

また、SEPMは、女性の人身取引に反対する目的で、バンコクに本部を置いて国際的ネットワークを展開している Global Alliance Against Trafficking in Women (以下、GAATW) のメンバーでもある。同じくGAATWのメンバーで、GAATW支援のもとで、相互に交流しているメンバーで、GAATW支援のもとで、SEPMメンバー複数名がネパールのSSを訪問し、組織や活動内容について後記に書いた活動員学を行ったことが記されている。今回の分析のための資料はSSのホームページにある情報と購入したSSが発行した文献¹⁾からのものである。

2. 先行研究の知見と本研究の位置

2.1. 人身取引対策の批判的検討

2000年に国連が「国際的な組織犯罪の防止に関する

国際連合条約を補足する人 (特に女性及び児童) の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を探る以前は、日本における人身売買研究は故の「人身売買」に代表されるように、日本の歴史のなかに散見される人身売買事象に関する研究 [坂 1971] か、日本から外国に人身売買されていた「からゆきさん」に関する研究 [金橋 2000] や随筆などが中心だった [森崎 1976]。1980年代以降の、東南アジア諸国から日本への人身売買被害が増えた以降の研究は、日本で人身売買されたタイ人女性に関するヒューマン・ライツ・ウォッチの調査報告書 [HRW 2000] など「おもにジャーナリズムや移住女性の支援の現場からの問題提起を目的として書かれたものが多かった」[福業 2005: 1]。

しかし、2000年人身取引議定書が採択され、各国が批准のための調整を行うようになってきた頃から人身取引対策の国際的な関心が高まり、とくに英文での資料は国連機関や国際機関や国際NGOを中心に手引き書、調査報告書、研究論文など百花繚乱である。

こうして国際社会の流れを受けて日本政府も2004年12月に人身取引対策行動計画を発表し、加害者の訴追や被害者の保護、国際協力などの指針を定めた。日本政府の人身取引対策に対し、民間ネットワーク組織である人身売買禁止ネットワーク (以下、JNATIP) は実証的な調査により、人身取引被害者支援においてこれまでの民間の役割が減少して公的機関の役割が増したにも関わらず、人身取引を禁止し、被害者保護の根拠となる包括的な人身取引被害者保護法などの法的根拠が欠如していること、人身取引被害者の背景や習慣など多文化や異文化に配慮した対応に十分な研修や理解が不足していることを指摘した。そのうえで被害者の言語障害や医療支援の不備、そして被害者の意志が軽視された対策であると批判した [JNATIP 2007:53-55]。

2000年以前の人身取引対策は、資金事情が普及に及ばないながらも被害者に寄り添った主にNGOなど民間団体による丁寧な保護や支援中心ではなくなると、2000年以降の人身取引問題は現場とは離れた国際組織犯罪対策の重要なアジェンダとして、国際社会の中の高度的な政治的な課題となっていることをPiperも批判している [Piper 2005:202]。

さらに、GAATWも2007年に出版した著書「Collateral Damage (二次被害)」の中でも、2000年の人身取

引議定書採択以来の国際機関や各国政府、そしてNGOまでもが、被害者の「人権」に配慮しているとしながらも当事者のリアリティから遊離したところで、プロジェクト遂行のために巨額の資金が動いており、当事者は恩恵を受けないどころか、自由な移動の規制など二次被害を受けているのではないかと、2000年以降進められてきた国際社会や各国の人身取引対策を、自己批判も含めて厳しく批判している [GAATW 2007:viii]。

2.2. 人身取引被害者認知に関する課題

人身取引に関する先行研究において、重要な議論が展開されているのは、被害者の認知をめぐるテーマである。米田は、人身取引禁止議定書が人身取引の定義第3条(a)における行為を挙げ、[搾取の目的をもって、勧誘および移送の手段を用いて授受し搾取すること]がわかっていたとしても仕事の内容や架空の借金返済条件に陥りや悪い条件を引き受けざるをえない状況におかれて強制が発生すれば、それは人身取引と定義される²⁾と解釈している [米田 2004:77]。

しかし、人身取引という2000年以降の造語を使用する場合、潜在的に人身取引被害者として「現在もしくは近い過去に被害を受けた人」と限定されたニュアンスがあり、過去の被害者は排除される傾向にある。どのような要件を満たせば人身取引被害者と認知され、必要な支援を受けることができるのかについては、IOMの「人身取引被害者支援のためのIOMハンドブック」の第2章で「人身取引被害者の認定作業 (要件審査)」でも過去の被害者についての直接的な言及はなく、「要件審査プロセスは完璧なものではない」と限界も示している [IOM 2009:18]。しかし「支援委託されてきた被害者が、支援提供団体に紹介されてくる直前までどこで搾取されていたかは、常に重要な指標のひとつである」とし、「それは常に人身取引が行われていたことをうかがわせる強力な指標となろう」とあり、対象とある被害者は「直前まで人身取引要件に相当する搾取があった人」と暗に示している [IOM 2009:28]。

一方で、IOMの研究誌「International Migration 特別号」(2005年) では、人身取引被害者の認定など人身取引に関する調査研究手法の再検討を特集している。その中のTyldum & Brunovskis論文は、これまで不可視化されていた潜在的な被害者の存在を、これまで軽視

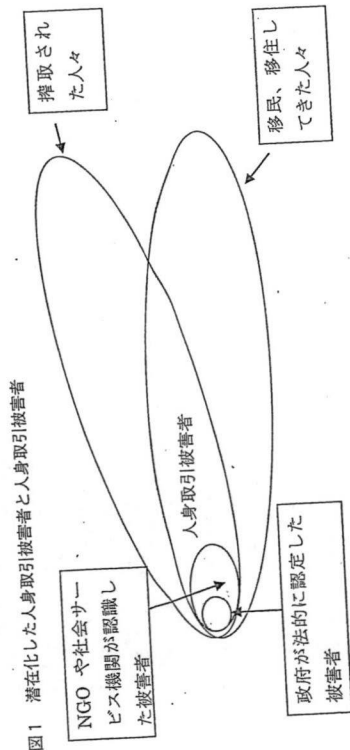


図1 潜在化した人身取引被害者と人身取引被害者

してきた調査研究での認定手法とともに批判的に検討し、過去・現在の不可視状態・潜在的被害者の存在を視野に入れた対策を提唱している [Tyddum & Brunovskis 2005:17]。

2. 3. 被害当事者のリアリティ：エージェンシーとして

の日本への移住労働
先行調査研究⁹⁾では、被害に遭った女性たちが「困窮や貧困状態に陥った家族を助けるため」や「家族や親の将来のよりよい生活 (well-being) を実現させる」など自分自身の利益ではなく、親や家族など他者の危機を回避し、福利を向上させる希望や目的をもって国外での移住労働を決定した女性が多いことがわかった [NATIP/F-GENS 2005:46-48]。

アマルティア・センは、人間は「自分自身の福祉の追求以外の目標や価値を持つことができる」存在であると、福祉の追求は自分自身のための行為として、自分以外の他者の福祉追求の行為を区別して、後者をエージェンシーと呼んでいる [セン 1999:85]。本稿で取り上げる、移住労働の過程で人身取引被害に遭ってしまった女性たちも、自分以外の福祉・福利向上目的で国際移住労働というリスクに飛び込んでいたエージェンシーと呼ぶことができるだろう。

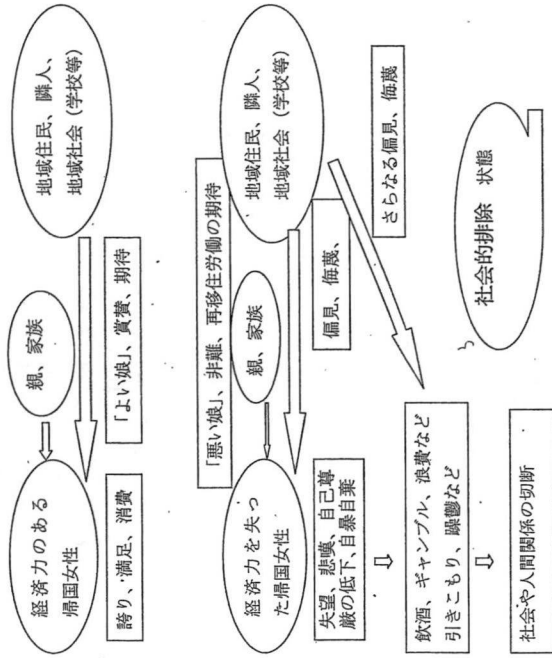
しかし、この場合のエージェンシーは、自らの努力と自身の労働力によって自己と家族の福利を実現するものだと考え、社会福祉や社会保障の概念が希薄だった前近代社会の文化的規範を反映するものでもある。親や家族のために自己犠牲という呪縛のエージェンシー性と公的扶助に依存しない自助努力による困難

の克服への家族や社会の期待は、女性の責任感が強ければ強いほど、女性たちをさらに脆弱な状態に追い込む可能性も否定できない。

実際、移住労働の意志を持って渡航した日本で人身取引被害に遭ってしまったとしても、帰国後は「日本帰り」という事実が出身地域での家族、親族からエージェンシーとしての過大な成果、具体的には経済力を求められる。帰国後、家族のために家を新築したり、家財道具や車を贈入できると賞賛する。しかし、や村人は女性たちを「よい娘」として賞賛する。しかし、経済力が底を潰れてくると、これまでの仕事や客をもも村人らも変化することによって偏見に満ちた態度に親の仕事 (= 売春) であることと偏見に満ちた態度に親も村人らも変化することによって偏見に満ちた態度に親的支柱としてきた家族に対する精神的な紐帯に亀裂が入り、自己のアイデンティティが揺らぎ、自己尊敬が低下する傾向にある [齋藤 2004:71]。図2は、IOM調査からわかった、経済力を失った時の当事者の疎外感¹⁰⁾と地域社会の偏見が社会的排除につながることを図式化したものである。

帰国後の元人身取引被害女性たちは外国で同じようなつらい経験をしていたとしても、帰国後に互いに話ができるような場所や機会を、とくに家族や親族が近い距離にいるタイの農村にはなく、SEPOMのような当事者が集う場所が求められていた。

図2 日本から帰国した女性と家族、地域社会との関係



出所) 97-98 IOM調査結果をもとに齋藤百合子作成

3. 当事者のエンパワーメント支援活動：タイのSEPOMとネパールのSS

3. 1. SEPOM調査から見る日本におけるタイ人女性を対象とした人身取引

2002年から2006年までに、元人身取引被害当事者を含むSEPOM調査チームが収集したチェンライ県7郡のタイ人女性の第1次調査データを、如田と青山が整理しているが、その中で3郡の有効調査票171名についての分析では171名中144名 (84%) が、日本への渡航年が1975年から1993年に集中していた。1994年以降は日本での非正規滞在外国人の摘発と入国が厳しくなったために日本への非正規な移住労働を目指す人が減少したと推察される。

では1975年から1993年まで、日本でのタイ人女性はそのような状態だったのだろうか。

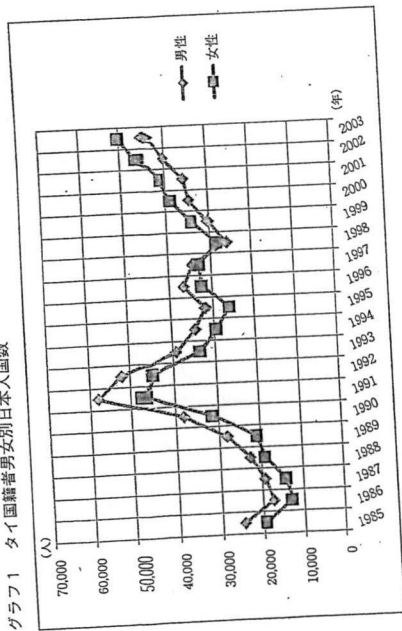
新聞記事では、1975年に100名ほどのタイ人女性が日本に連れてこられた約束が守られなかったという記事が掲載されていた⁹⁾。1970年代は、買春観光旅行に対する批判の裏側で、東南アジアのフィリピン

ンやタイから女性たちを対象とした、買売春を斡旋するスナックやストリップ劇場やソープランドなどの風俗店に移送する人身売買 (人身取引) 事象が萌芽した時期だった¹⁰⁾。

1980年代以降は、国籍を問わずに緊急保護を必要とする女性を受け入れる民間シェルター「女性の家サラー (以下、HELP) (以下、HELP) と「女性の家サラー」(以下、サラー) の報告により、タイ人女性入所が急増したことが報告されている。数年の準備期間¹¹⁾を経て1986年に開所したHELPでは、1988年から10年間の入所者総数2493人、うち75%¹²⁾が外国籍で人身売買被害者だったと当時のダイレクターだった東海林はHELP20年史に記している [東海林 2006:106]。

一方、1992年に外国人女性のための緊急一時避難施設を開設した女性の家サラー (以下、サラー) は、10年史「女性の家サラー 10年のあゆみ 外国籍女性への暴力の実態」で、1992年9月の設立時から10年後の2002年9月までの10年間に446人の女性を一時保護し [サラー 2002:10]、うち人身売買被害に遭った女性183名の国籍はタイ人が171人 (93.4%) と圧倒的

グラフ1 タイ国籍者男女別日本入国数



出所) 在留外国人統計

と多国籍化しており、抑圧の強い管理から逃れるために殺人事件¹⁰⁾が発生したと見られる。

3.2. 団体概要と活動内容

表1と表2は、SEPOMとSSの団体概要と活動内容である。人身取引被害当事者の組織という点では共通しているが、以下のような特徴的な相違点もいくつかある。

- ①SEPOMは移住労働中の人身取引という概念を表現しているが、SSでは人身取引(サバイバー)と自身を表現し、移住労働の概念は強く見られない。
- ②女性たちの帰還先が、SEPOMは家族や親族が居住する農村であるのに対し、SSは帰国しても村での偏見が強く帰還できないため家族や親族から離れた都市となる。SSの活動地では、家族や親族、血縁のしからみから離れたエンパワーマネジメントプログラムがよりしやすくなる利点もある。
- ③上位目標と中位目標、そして目的では、SSの方が「権利」、「意識啓発」への言及が多い。それはネパールの若き女性たちが外国(インド)から帰国したただで、どんな仕事をしてきたのか(させられたのか)従事した仕事の内容が原因となって女性たちに厳しい偏見のまなざしが向けられるからだと考えられる。

一方、SEPOMでは帰国時に帰国女性に経済力があるうちは、表面では差別や偏見は表現しない。そのため、「人身取引」よりも「女性が家族のために目

表1 SEPOMとSSの団体概要

1. 名称	タイ-日移住女性ネットワーク SEPOM	シャクティ・サムハ SS
2. 設立所在地	2001年 タイ王国チェンライ県チェンライ市 (北部の県の県庁所在地)	1996年 ネパール国カトマンドゥ (首都)
人身取引被害当事者の呼び名	(日本から帰国した) 女性たち	サバイバー
3-1. 団体の目標(上位目標)	人身取引被害者がエンパワ-されること	人身取引および女性に対する暴力の根絶
3-2. 中位目標	エンパワ-された女性たちが活動を自主運営していけること	機会均等、エンパワ-メント
4. 目的	①女性は家族のために自己犠牲という価値観を地域で再考する ②人身売買を防止し、移住労働者のよりよい労働環境作り ③国内NGO、行政、法律家と日本のNGOなどとのネットワーク構築 ④タイ・ジャバニーズ・チルドレン(TJC)支援(子の国籍取得支援)	①人身取引サバイバーの人権尊重 ②人身取引サバイバーの経済的、精神的なサポート ③自己尊重しながら地域でサバイバーが生活できるような意識啓発 ④人身取引の危険を認識し、サバイバーへの態度の改善のための意識啓発 ⑤権利と尊厳と自由のある生活ができるようサバイバーの組織化をはかる
5. 対象者	日本に移住の過程で人身取引被害経験があるチェンライ県内の女性およびその子ども	人身取引サバイバーおよびスラムやカーベット工場で働くリスクの高い女性と子ども、思春期の少女
6. 情報公開・広報	寄付金など限定された人に報告書を送付。Web公開なし。	Webあり。情報公開している。 独自のビデオ制作 調査協力した研究の出版 被害者支援マニュアルの作成
7. 財源	寄付、助成金(国内政府、外国助成機関など)、古簿販売など	寄付、助成金(国外NGO)、事業(文房具店)収入
8. 公的団体登録	不明確(非公開)	している
9. 組織構成	不明確(非公開)	明確(web上では)

出所) SEPOM [2004]、シャクティ・サムハAnnual Report [2004] より、精査百谷子作成

表2 SEPOMとSSの活動内容

1. 活動内容	セルフ・ヘルプ・グループづくり SSスタッフに必要とトレーニング(カウンセリング)	①トレーニング(キヤパティビルディング、リーダーシップ) ②組織、事務局マネジメント ③インターネットプログラム(メンバー互いに話し)
1. 活動内容	①セルフ・ヘルプ・グループづくり ②スタッフに必要とトレーニング(カウンセリング)	①トレーニング(マネジメント、コンピュータ、人身取引、DV、女性の健康、カウンセリング) ②職業技術支援(美容師、電気修理、事務職) ③ビデオ撮影、編集技術→ビデオを作成→社会啓発活動に有益 ④収入向上事業(文房具店)
2-1. 活動内容	①当事者参加型アクシオンリサーチ実施 ②職業支援(職業見学、実習) ③洗剤手法による表現を学ぶ →ワークショップ等で表現	①慈善期少女対象プログラム ②シエラ運営 ③融資(ヤギ飼育、小売店、美容室) ④職業技術支援(美容師、電気修理、事務職) ⑤HIV/AIDS当事者グループ
2-2. 活動内容	①アクシオンプランによる活動紹介 ②一時宿泊サービス(非シエラター) ③HIV/AIDS基金、家庭訪問 ④フオローアップ ⑤職業支援(職業見学、実習) ⑥貯蓄、融資事業 ⑦TJC支援(奨学金、国籍、日本語学習など)	①慈善期少女対象プログラム ②シエラ運営 ③融資(ヤギ飼育、小売店、美容室) ④職業技術支援(美容師、電気修理、事務職) ⑤HIV/AIDS当事者グループ
3. 活動内容(3)	①法的支援(子の国籍取得) ②ネットワーキング(国内外)	①総会の開催、宣言の採択・発信 ②アドボカシー、ロビー活動 ③ネットワーキング(国内、国外)

出所) SEPOM [2004]、シャクティ・サムハAnnual Report [2004] より、精査百谷子作成

己犠牲を払うのは当たり前」など、とくに農村地域における女性に対する考え方の再考を促すこと、「よきよき移住労働環境づくり」の他、女性たちの子どもに対する支援も活動目的としている。

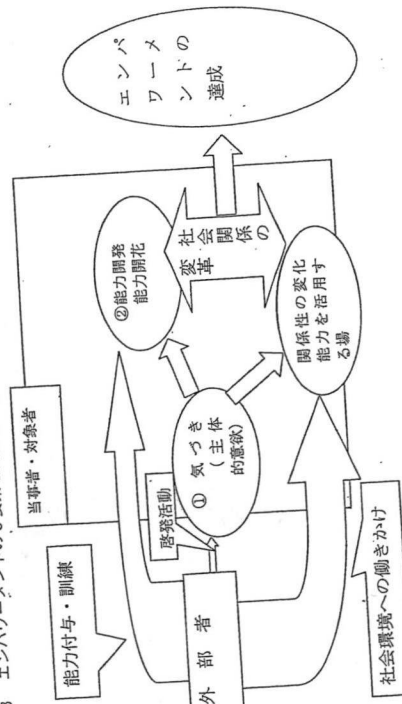
④組織は、Webで見える限りSSが、代表と執行部とそれ以外の人々の構造を明記し、財源、Webでの情報発信など、基本的な情報が公開されている。一方、SEFOMは公式HPを開設していないため、組織に関する情報はWebでは公開されていない。公式HP開設は、今後改善が望まれる箇所だろう。

3.3.活動内容比較

活動内容は、それぞれの組織の呼び名や紹介方法によって分類の仕方などが違うため、本章では原則的に佐藤の「エンパワーメントの3要素と外部者の働きかけ」概念による分類に沿って分類、整理した(図3)。佐藤によるエンパワーメントの3要素とは、以下である。とくに②と③が相互に作用しあっているから、エンパワーメントが達成されることを図式化している。

- ①当事者の「気づき、主体的意欲」(心理的变化)
- ②外部者(ドナー、政策当局者)の機会付与による当事者の「能力開発/能力開花」
- ③関係性の変化/能力を活用する場(「得られた/付与された」能力は、社会的制約があるためにそれだけでは十分に機能するとは限らないので、外部者はこの能力を発揮しやすいような社会環境づ

図3 エンパワーメントの3要素と外部者の働きかけ



(出所) 佐藤寛 [2005:9]

管型のSSと、職業に相違はあるが、そのほか、2) 活動対象者や外部者に活動内容を表現するオルタナティブな手段を活用している (SEFOMは演劇手法、SSはビデオ撮影・編集による)。また、3) HIV/AIDSに感染した女性もいることから、HIV/AIDS関連の支援もされている (SEFOMは家庭訪問やHIV/AIDS基金による経済的支援を行い、SSはHIV/AIDSの当事者自助グループを組織した)。4) 一時宿泊施設がある (ただしSEFOMが「一時宿泊施設」と呼んでいる施設は、シェルター機能をもたない。一方SSではこれまで当事者たちがシェルターに入所しているときに窮屈な思いをしていたため、気持ちよく休むことができ、次の生活について思いを馳せることができる当事者が望んだシェルターとなっている)。

3.3.2 活動の相違点

次にSEFOMとSSの活動の相違点をあげる。

①SEFOMの特徴的なプログラム
まずSEFOMの特徴的なプログラムは、1) セルフ・ヘルプ・グループ (チェンライ県内7郡、2) 当事者が参加する参加型アクシヨナリサーチの実施、3) TTC活動 (子の国籍取得支援、日本語学習機会の提供、奨学金付与) 4) タイ-日ワークショップの開催、などである。これらの活動は、当事者とその家族にも被益すると同時に、SEFOMから対象者に向けて支援を行う際に被益層が対象者にも広がる。

セルフ・ヘルプ・グループは、SEFOMスタッフ間、メンバー間での居場所となり、互いに助け合えるようなグループを期待してプログラムの育成を図ろうとしたが、スタッフが忙しく、なかなか前に進めることができないプログラムだった。しかし、2007年から約1年半、国際労働機構 (ILO) の資金助成およびマネジメンツや法律の支援などがあり、セルフ・ヘルプ・グループの起業支援等に役立つ。結果、80名の女性 (および80世帯) と65人のTTCがこのプログラムによって被益した。支援内容は多岐にわたっている。たとえば、マイクロクレジット (小規模融資) によって畜産、漁業、農業、リサイクルなど小規模事業の起業支援したり、女性の健康や法律、法的アドバイス、政府機関を含む他機関との関係強化 などである。なおこのプロジェクトは2009年2月に終了した。

TTC支援で特徴的だったのは、とくに日本で産

した女児を連れて日本からタイに帰国したDさんが娘Yさんのタイ国籍取得の手続きをとる過程だった。SEFOMや弁護士、他の機関や新聞記者、日本のNGOなど、さまざまな人が関与した。同時に、行政側が書類を紛失したり、麻薬などの犯罪歴の尋問を行う、賄賂を要求するなど日本から帰国した女性Dさんに対して誠意ある対応が見られなかった。メンソレベルで、行政の当事者を見るまなざしに、相手を尊敬、尊重する態度の改善が望まれるところがある。Yさんの国籍取得のケースを、ミクロ、メゾ、マクロに見て図式化したのが図4、5である (SEFOM 2004:11-13)。

また、SEFOMは、日本とタイの間の人身取引問題および移住問題を扱うことから、日本の団体との連携は欠かせない。そのため2001年と2003年にSEFOMは2回(2001年、2003年)の「タイ-日ワークショップ」をそれぞれ1泊2日で開催した。SEFOM設立記念でもある第1回のテーマは「エンパワーメントを指して」(2001年11月24-25日)とし、第2回は「家族の幸せと女と男の役割」(2003年3月)だった (SEFOM 2004:24-25)。

日本から帰国したワークショップの参加女性は、「自分の話を真剣に聞いてくれる人がある、私は社会にとってもまだ価値ある存在なのだと感じることでできた」、「他の女性の話を聞くことで視野が広がる、そして自分だけではないと感じることで他の人を支援できるようになる。他の人を助けることが自分の救いにもなる。今までこんな機会があった [SEFOM 2004:24-26]。こうした活動を通して、自身の能力や価値に気づき、主体性が形成されていくと思われ

②SSの特徴的なプログラム

SSはSEFOMのように多岐にわたった数多くのプログラムを展開しない。特徴的なプログラムは、1) インターアクションプログラム、2) 思春期の少女たち (ハイリスクの子どもたち) に対する人身取引防止のための活動と、3) アドボカシー活動である。

インターアクションプログラムは、SSのメンバー間でお互いが抱えていることを自由に話し、互いによく知り合うという目的で、メンバー間の相互交流、相互理解だけでなく、活動への主体性の形成に

るタイ人女性の人身取引に関する調査を共に実施した経験から、日本で人身取引被害に遭った後の、特に帰国後の状況と課題を探る目的で調査を企画した。

このIOM調査はチェンライ県とバヤオ県、それ以外の地域で女性や子どもの支援活動を実践していた二人のリサーチャーと共に54人の日本人から帰国した女性たちの聞き取り調査を実施した。被調査者とリサーチャー（日本人とタイ人）の信頼関係が構築された上で実施された深いインタビューは、数名の被調査者にこれまでの経験とふりかえりを行う機会を提示し、その後SEPOM設立の準備という行為につながった国際移住機関（IOM）による同調査報告書は「To Japan and Back Thai women recount their experiences in Japan」というタイトルで1999年にジュネーブ本部で出版された。

5) [In search of IDENTITY: The social and gender dimensions of the impact of Nepalese citizenship policies on lives of women.]

6) Caouette & Saito によるIOM調査 [IOM 1999] (対象者54人)、Human Rights Watchの調査による日本およびタイ（バンコク、タイ中部、タイ北部）に住む59人の調査 [HRW 2000]、如田・青山によるタイ北部のチェンライ県内の7郡に住む254人の量的調査（以下、SEPOM調査）[如田&青山 2007]である。これら3つの先行調査研究は、調査対象者が北部に偏っている、また調査時の被調査者が産まれた年代が1960年代から1970年代の傾向があり、1980年代以降の若い世代の被調査者が少ない、また相互の調査の被調査者が若干名であるが重複している、などのバイアスが認められるが、被調査者の家族の窮状を救うため、子どもを養育するため、新たな未来を築くため、夫など親密な関係にある人間関係の綻離から逃れるためなどさまざまな動機で、日本で一定期間働いて経済的な力を蓄えてから帰国し、生活をよりよくすることをほぼ全員が目指していた。

7) 近年、人身売買を明確な女性に対する暴力であるとして位置づけてその施策を探る国連女性差別撤廃委員会（以下、CEDAW）のレポートにおいても、「被害者」とされる人々の特徴のひとつとして「女性と子どもたちは非力な被害者として一様に搾取され取り扱われるべきではない。彼女たちは搾

察される。

11) 矯風会は1980年5月の全国大会にて、国籍を問わず緊急保護を求めた女性と母子の保護事業「駆け込みセンター」設立を決議した（「女性の家HELP二〇年の歩み」より）。

12) その中の1369人、55%はタイ人、次がフィリピン人で334人、13.4%。

13) 次にフィリピン人が6人（3.3%）、コロンビア人が4人（2.2%）と続く。

14) 表3の事件にはそれぞれ被害者であるタイ人女性ら支援するグループが発生し、事件の背景にある人身売買の問題を社会に訴えた。また外国人が被害となる刑事裁判の時の法廷通訳、拘留所での外国人への処遇や交信の規制、刑事手続きについての内容が、これらの支援グループによって提示された。

15) SEPOMの職業支援のための職業見学は、経済的利益を追求するだけでなく、社会的意義がある事業を3年間で6カ所視察旅行に出かけた。①2002年タイ中部ナブコンサワン県の「サーリーアソークコミュニティ」の有機農業を推進しながら社会のリーダー養成を目指しているという新興宗教サテンアソークの農場、②2002年東部ラヨーン県にある「健康の家」で、環境に優しい植物を栽培し、飲料、薬用、農業に活用し、加工品を販売している。収益を社会還元している。③2003年隣県チェンマイにある王室の水利用施設を整備して農業を可能にしたホエホンクラーイ農業開発センター、④チェンマイ県の有機農業グループ、⑤HIV感染者の職業支援プロジェクト。⑥ホワリン寺プロジェクト（チェンマイ県）はHIV感染者女性と村人が縫製工場を運営し、日本向けの作務衣などを製作している職業訓練団体である [SEPOM

2004:14-16]。

16) SEPOM調査メンバーが「セックスワーカーがHIVをもらす」と誤った見方をされて傷ついた女性に出会い、同基金を設けた。セックスワークをしている女性たちは感染リスクが高いため、予防を怠らない。感染もしくはすでに死亡していた女性たちは、いずれも帰国後に夫から感染されていた。SEPOMの活動内容は、感染した女性や子どもの経済的支援（融資）、死に向き合った人への励ましで、3年間に5人を支援した [SEPOM 2004:13-143]。

17) 一時宿泊サービス（緊急支援）

緊急支援が必要な女性を一時的に支援することと、家庭内の問題などのため一時的に（緊急でなくとも）宿泊施設を提供できる。3年間に、HIV感染者の一時生活支援、夫とのトラブル、精神的に危機的状態にある女性などが利用した。緊急支援用のシェルター機能（滞在時規則、スタッフ等の準備はなかったため、潜在者が非常識な態度をとるとスタッフはストレスをため込んでいたため、後日、滞在の規則を作成した）。

18) SEPOMは、3年間でチェンライ県内4郡に、合計174名のTNJを把握している。TJCの活動目的は①家族、学校、地域との連携でTJCが抱える問題の解決を計る、②日本人の父との連絡（養育義務について）、③奨学金授与、④日本語教室、⑤クレジットカードやお菓子づくりなど工作や調理作業の2点である。TJCが抱える問題は、精神的な要因と相まってタイの気候に慣れずにアレルギー、ぜんそく、皮膚病などの健康疾患、父親からの送金がほとんどない母子家庭で経済困難問題が発生している。この状態を改善するために母親が他の地に国内移住労働することが多く、子ども

表3 1990年代に発生したタイ人女性が関与した殺人事件

下流事件	茂原事件	新小岩事件	森名事件
茨城、1991	千葉、1992	東京、1992	三重、1994
3人のタイ人女性が管理するタイ女性のスナックの「ママ」を殺害	5人のタイ人女性が女性たちを管理していた台湾人「ママ」を殺害	5人のタイ女性が管理していたシンガポール人「ママ」を殺害	タイ女性が強姦と監禁の米、宮の日本人男性を殺害
350万円の「借金」、強制売春、強制労働	380万円の「借金」、強制売春、強制労働	350万円から400万円に「借金」引き揚げた	殺害された男性はスナックで働く外国人女性の強姦、強盗を繰り返していた

出所) 謝長祥氏により新編百子子作成

は親戚や祖父母に預けられ、父親からも母親からも愛情を不足していると感じる子どもは少なくない。経済的に貧窮している家庭では、子どもを預かる親類や祖父母がSEPOMスタッフに生活費を要求することもある。[SEPOM 2004:17-19]

- 19) "SELF HELP GROUP pua ma eying chianghai" (チェンライ女性のセルフ・ヘルプ・グループ)
 2009 Self Empowerment Program of Migrant Women
 20) Shakti Samuha ホームページ2009年10月31日アクセス

http://www.shaktisamuha.org.np/events_past_detail.php?p_id=10
 21) 下館事件は「買春社会日本へ、タイ人女性からの手紙」(1995 下館事件タイ三女性を支える会=編、明石書店)を参考とし、茂原事件、新小岩事件、桑名事件はそれぞれ以下の資料を参考とした。[リポート茂原事件](hand-in-hand ちば)、[新小岩事件 裁かれるべきはタイの女性たちではない](1995 新小岩事件を考える会)、[桑名事件](1995)。

〈参考文献〉

Alliance Against Trafficking in Women and Children in Nepal (AATWIN) 2007 "In Search of Identity: The Social and Gender Dimensions of the Impact of Nepalese Citizenship Policies on lives of Women" Alliance Against Trafficking in Women and Children in Nepal (AATWIN), Kathmandu.
 CEDAW "Violence against and Trafficking in Women as Symptoms of Discrimination" 2005
 http://www.unescap.org/essd/Gad/Publication/DiscussionPapers/17/CEDAW%20discussion%20paper%20nc.%2017%20-%20revised%2029%20March%202006.pdf
 GAATW 2007 "Collateral Damage The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World" Global Alliance Against Trafficking in Women, Bangkok
 Huckerby Jayne 2007 "United States of America" COLLATERAL DAMAGE The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World, Global Alliance Against Trafficking in Women (GAATW), Bangkok
 Human Rights Watch/Asia (HRW) 1995 "Repe for profit: Trafficking of Nepali Girls and Women to India's brothels" Human Rights Watch, New York
 Human Rights Watch (HRW) 2000 "Owed Justice Thai women trafficked into debt bondage in Japan" Human Rights Watch, New York

福藤奈々子 2005 「人身売買で来日する女性に向けたらまなざし」[日本における人身売買被害に関する調査研究報告書] JNATIP (人身売買禁止ネットワーク) / F-GENS (お茶の水女子大学21世紀COEプログラム)

女性の権利マラード 1998 「タイからのたより: スナック「ママ」被害事件のその後」現代書館

女性の家サラー 2002 「女性の家サラー 10年のあゆみ 外国籍女性への暴力の実態」女性の家サラー

JNATIP (人身売買禁止ネットワーク) / F-GENS (お茶の水女子大学21世紀COEプログラム) 2005 「日本における人身売買被害に関する調査研究報告書」 JNATIP (人身売買禁止ネットワーク) / F-GENS (お茶の水女子大学21世紀COEプログラム)

国際移住機関 (IOM) 2008 「日本における人身取引対策: 最近の傾向」第5回人身取引事犯に係わるコンタクト・ポイント連絡会議発表資料 2008年12月16日開催

国際移住機関 (IOM) 2009 「人身取引被害者支援のためIOMハンドブック」移住機関 (IOM) 日本語版 東京

国立女性教育会館 2007 「アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワメントの視点から」(課題番号17310155) 平成17年度~平成18年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) 研究成果報告書

近藤教 2007 「人身取引規制法の現段階」[講座・人間の安全保障と国際組織犯罪 (第3巻) 人現の安全保障とヒューマン・トラフィックキング]、大久保史郎編 日本評論社

倉橋正直 2000 「北のからゆきさん」 共栄書房

La Strada "La Strada European Network Against Trafficking in Women"
 http://www.lastradainternational.org/documents/Facts_Practices.pdf

牧英正 1976 「人身売買」 岩波新書

森崎和枝 1976 「からゆきさん」 朝日新聞社

日本キリスト教婦人矯風会 1996 「アジアの女性によって日本の問題が見えてきた—女性の家HELP10年のあゆみ—」 日本キリスト教婦人矯風会

日本キリスト教婦人矯風会 2006 「希望の光をいつもちかけて 女性の家HELP20年」 日本キリスト教婦人矯風会

如田真理・青山薫 2007 「タイ王国チェンライ県7郡における帰国女性一次調査」[アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワメントの視点から] (課題番号17310155) 平成17年度~平成18年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) 研究成果報告書

岡村美穂子・小笠原美香 2005 「日本における人身取引対策の現状と課題」 国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 485

岡野八代 「緬いのフェミニズム」[現代思想] 2005年9月号 青土社 2005年

Piper, Nicola 2005 "A Problem by a Different Names? A Review of Research on Trafficking in South-East Asia and Oceania" Data and Research on human trafficking: A global Survey, IOM

Popova, Dellianna "Trafficking in Women, Female Migration, and Identity", Social Development Issues 28 (3) 2006 p70-86

齋藤百合子 2004 「タイ人女性の人身売買における構造的暴力克服としてのエンパワメント—日本から帰還した被害者当事者の社会再統合の事例—」 日本福祉大学大学院国際社会開発研究科修士論文

齋藤百合子 2006 「人身売買とは誰か—日本政府の「人身売買」対策における被害者認知に関する課題」 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター 「アジア太平洋レビュー」 第3号

佐藤寛 2005 「援助におけるエンパワメント概念の含意」[援助とエンパワメント 能力開発と社会環境変化の組み合わせ] 佐藤寛編 アジア経済研究所

SELF HELP GROUP pua ma eying chianghai" 2009 Self Empowerment Program of Migrant Women, Chiangrai (「チェンライ女性のセルフ・ヘルプ・グループ」) タイ語

宿谷京子 1998 「アジアから来た花嫁: 迎える側の論理」 明石書店

セン, アマルティア 1999 「不平等の再検討 潜在能力と自由」 岩波書店

東海林緒子 2006 「人身売買被害者の定住化で何が起きたか—1996年から2006年まで」[希望の光をいつもちかけて 女性の家HELP20年] 日本キリスト教婦人矯風会

Shakti Samuha
 http://www.shaktisamuha.org.np/events_past_detail.php?p_id=10

タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM) 2001 「エンパワメントをめざして移住女性問題解決のためのネットワーク作り」 ワークショップ報告書 タイ-日移住女性ネットワーク

タイ-日移住女性ネットワーク (SEPOM) 2004 「SEPOM 3年をふりかえる 2004年6月9日~10日会議報告書」 タイ-日移住女性ネットワーク

田中由美子 2008 「メコン川流域地域 (GMS) における人身取引」 DV根絶国際フォーラム第10回全国シエラターシンポジウム2007 分科会「人身売買被害者支援に向けて」報告書 人身売買禁止ネットワーク (JNATIP)

Tyldum, Guri & Brunovskis, Anette 2005 "Describing the Unobserved: Methodological Challenges in Empirical

